## 石川県希少野生動植物種指定基準

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例第140条第2項で定める基準)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの(現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)と判断される種で、次のいずれかに該当する場合。なお、「定性的要件」を基本とし、数値基準に基づいて評価することが可能な種については、「定量的要件」も併用する。

## 【定性的要件】

- 1. 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。
- 2. 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。
- 3. 既知のすべての個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。
- 4. ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。
- 5. それほど遠くない過去 (30年~50年) の生息記録以降確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。

## 【定量的要件】

- 1. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合。
- (1)最近10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定される。
- (2) 今後10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。
- 2. 出現範囲が100km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が10km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次の うち2つ以上の兆候が見られる場合。
- (1) 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。
- (2) 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。
- (3) 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。
- 3. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。
- (1)3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。
- (2) 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的 に過度の分断を受けるか全ての個体が1つの亜個体群に含まれる状況にある。
- 4. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。

## 【その他】

その他、知事が特に必要であると認めるもの。